

業務委託仕様書

1. 業務の名称

第53回「堺まつり」開催に伴う警備業務

2. 業務の目的

堺まつりの開催に伴う来場者への案内および整理、危険行為の注意・排除、夜間会場の火災・盗難等の予防警戒、会場周辺道路の違法駐車排除と交通整理、来場者・関係者駐車場の管理・誘導を行う。

3. 業務の期間

契約締結日～令和8年10月19日（月）

【堺まつり前夜祭 10月17日(土) 堺まつり開催日 10月18日(日)】

4. 会場・区域等

- (1) 利休のふるさと堺大茶会会場
南宗寺会場(17日)およびその周辺
さかい利晶の杜会場(17・18日)およびその周辺
- (2) 前夜祭会場
 - ・ 市民交流広場およびその周辺
 - ・ 大小路筋(堺東駅南口交差点～大小路橋交差点)
- (3) 資材置き場(場所未定)
ザビエル公園を予定
- (4) 関係者駐車場
堺市役所(正面、地下、立体)、堺地方合同庁舎南側、拘置所南側、利晶の杜(大型車両専用駐車場)など6箇所程度を予定
- (5) 臨時駐輪場
郵便局東側、拘置所南側、堺市役所西側、熊野小学校、市小学校、土居川公園、ザビエル公園など、7箇所程度を予定
- (6) 夜間警戒を必要とする区域
 - ・ 市役所(市民交流広場およびその周辺)ゾーン
 - ・ ふとん太鼓展示場所2か所
 - ・ 大小路筋(堺東南口交差点～市之町西2交差点)、大道筋(南行き車線、大小路交差点～宿院交差点)
- (7) 各会場(11会場程度)
 - ・ 市役所ゾーン(市民交流広場およびその周辺)
 - ・ 大小路筋(堺駅前～堺駅前)、大道筋(南行き車線、大小路交差点～宿院交差点)、内川河川敷およびその周辺
- (8) 堺山之口商店街
 - ・ 堺山之口商店街内

- (9) ふとん太鼓に関する会場、区域
- ・ 前夜祭 大小路筋（堺東駅南口交差点～大小路橋交差点）
堺地方合同庁舎前（夜間警戒を含む。）
郵便局東側空地（夜間警戒を含む。）
 - ・ 本祭 大小路筋会場（紀陽銀行東側から関電ビル前までの3ブロックおよびローソン前からセブンイレブン西側までの2ブロック）
堺地方合同庁舎前から大小路筋会場まで11単組の移動を含む。
- (10) 火縄銃に関する会場、区域
発砲場所（オープニング会場1回、特設会場9回の計10回発砲予定）
待機ブース
- (11) 交通規制対策に関する区域
大小路筋、大道筋およびその周辺
- (12) 沿道バリカー等の設置および撤去を必要とする区域
大小路筋、大道筋およびその周辺

5. 業務内容（警備関係）

- (1) 警備地区内のイベント等の案内、来場者整理、緊急時の対応
来場者へのイベント・施設等の案内と安全確保のための整理を行い、病人・けが人・迷子等を発見した場合は必要な対応をとるとともに、火災・犯罪・雑踏事故等が発生しないよう注意すること。
緊急事態が発生した時、または発生する恐れがあると判断した場合は、必要な臨機の処置をとるとともに、速やかに堺観光コンベンション協会（以下「協会」という。）に連絡すること。
- (2) 警備地区内での危険行為者への注意および排除
来場者および関係者、警備地区内の設置物等への危険・妨害行為については、口頭により注意を行うとともに、必要に応じて排除を行うこと。この場合、相手に傷害等を負わせることのないよう注意すること。
- (3) 夜間等における各会場、「ふとん太鼓」およびその周辺の火災・盗難等の予防警戒
夜間等において、火災・盗難等により行事開催に支障をきたさないよう下記について予防警戒を行うこと。
- ・ 危険物の有無の確認および処理
 - ・ 物品等の監視
 - ・ その他警備上必要と認められる事項
- (4) 違法駐車の前防警戒と交通整理、来場者等の安全誘導、関係車両通行時の安全誘導及び一般車両の進入排除
協会が指定する箇所への違法駐車の前防警戒を行うとともに、周辺の交通整理および来場者等の安全誘導を行う。
搬入・搬出車両等および関係車両通行時には来場者・一般通行車両の安全誘導を行うとともに、一般車両の会場内への進入を排除すること。
- (5) 駐車場・駐輪場利用者への安全誘導および案内
駐車場出入り時における車両・歩行者への安全誘導を行い、駐車場・駐輪場近辺の混

雑による周辺道路の渋滞の予防・緩和を行うこと。

(6) その他

業務受託者が警備上必要と判断する事項については、協会に対して報告するとともに、臨機の処置をとること。

5-2. 業務内容（警備資材設置および撤去関係）

- (1) カラーコーン、ラバーコーン、単管バリケード等の設置、撤去
協会の指定する箇所にカラーコーン等の設置および撤去を行うこと。
- (2) カラーコーン、ラバーコーン、単管バリケード等の運搬
協会が指定する箇所に同上資器材の運搬を行うこと。

6. 業務体制および主要任務（警備関係）

※印のポスト数は目安である。

(1) 利休のふるさと大茶会会場

●南宗寺会場 令和8年10月17日（土）8：00から17：00まで

※5ポスト前後

- ・ 来場者の安全誘導
- ・ 各会場内雑踏整理および事故未然防止
- ・ 搬入搬出時における会場およびその周辺の車両の安全誘導
- ・ 会場出入口における安全誘導
- ・ 不審不法行為の防止および盗難予防

●利晶の社会場 令和8年10月17日（土）・18日（日）8：00から17：00まで

※各日5ポスト前後

- ・ 来場者の安全誘導
- ・ 各会場内雑踏整理および事故未然防止
- ・ 搬入搬出時における会場およびその周辺の車両の安全誘導
- ・ 会場出入口における安全誘導
- ・ 不審不法行為の防止および盗難予防
- ・ 車両等の出入時の安全誘導

(2) 前夜祭会場

令和8年10月16日（金）9：00から17：00まで

※5ポスト前後

- ・ 会場設営時の事故未然防止

令和8年10月17日（土）9：00から22：00まで

※10ポスト前後

- ・ 雑踏整理および事故未然防止
- ・ 出演・出場者、関係車両等の安全入場の誘導および雑踏整理
- ・ 会館内来場者の安全誘導および事故未然防止
- ・ 周辺道路における駐車禁止および安全誘導

(3) 資材置き場

資材設置日から10月19日（月）12：00まで

※各日1ポスト前後

- ・ 関係車両の安全誘導および事故事前防止
- ・ 不法行為の防止および盗難予防
- ・ 車両等の出入時の安全誘導

(4) 関係者駐車場

令和8年10月17日(土)8:00から10月19日(日)21:00まで

※10ポスト前後

- ・ 車両等の出入時の安全誘導
- ・ 不法行為の防止および盗難予防

(5) 臨時駐輪場

令和8年10月17日(土)15:00から10月18日(日)21:00まで

※10ポスト前後

- ・ 駐輪出入時の安全誘導、不法行為の防止、事故未然防止
- ・ 大道筋歩道上の放置自転車の整理

(6) 夜間警戒を必要とする区域

令和7年10月16日(金)17:00から10月17日(土)9:00まで

※1ポスト

- ・ 前夜祭前日設置の市役所ゾーンのテント等の資材の保全、不法行為の防止及び事故未然防止

令和8年10月17日(土)21:00から10月18日(日)10:00まで

※10ポスト前後

- ・ 前夜祭終了後の市役所ゾーンのテント等の資材およびふとん太鼓の保全、不法行為の防止および事故未然防止
- ・ 関係会場周辺(主に大小路筋、大道筋南行き)の駐車排除および歩道上に設置されたテントの保全および事故未然防止

(7) 各会場

令和8年10月18日(日)9:00から交通規制解除(17:30予定)まで

※60ポスト前後

- ・ 来場者の安全誘導
- ・ 車道横断の禁止場所、各ゾーン間の交差点横断時の安全誘導および陸橋上の安全誘導
- ・ 陸橋および陸橋下の雑踏整理および会場への案内誘導
- ・ 出演・出場者、関係車両(展示車両を含む)等の安全誘導および事故防止
- ・ 展示物に対する盗難、損壊等の危害防止
- ・ 各ゾーン会場の安全規制および不法行為の防止
- ・ 車両通行禁止に伴う車両の案内および安全誘導
- ・ 阪堺線交差点上の安全対策および事故未然防止

(8) 堺山之口商店街警備

令和8年10月18日(日)9:00から18:00まで

※5ポスト前後

- ・ 来場者の安全誘導

(9) ふとん太鼓に関する会場、区域

令和8年10月17日(土)12:00から18日(日)17:00まで

ふとん太鼓の担ぎ合い等運行に関する安全確保および雑踏警備

- ・ 17日(土)12:00から22:00まで

※6ポスト前後

合同庁舎前と郵便局東側空地に展示しているふとん太鼓の保全および周辺の雑踏・交通整理(夜間警戒を含む。)

- ・ 17日(土)14:00から22:00まで

※40ポスト前後

ふとん太鼓の移動に伴う市役所周辺道路の安全確保および大小路筋(堺市役所前道路)の交通規制にともなう交通整理・雑踏警備

- ・ 18日(日)10:00から17:00まで

※20ポスト前後

ふとん太鼓の移動時(市役所前から大小路筋(大小路交差点付近)までの間の交通整理・雑踏警備

なお、堺地方合同庁舎前から大小路筋会場までの移動は、熊野小学校北側の道路に迂回するので2単組1梯団(5梯団目は3単組1梯団)として5梯団を編成予定、1梯団後方に1名の配置で計5名とコース上の各交差点に1名の配置で計10名の警備員配置を含む。

大小路筋(紀陽銀行ビル東側から関電ビル前までの3ブロック、ローソン前からゼンイレブン運営本部西側までの2ブロック)のふとん太鼓会場の雑踏・交通整理(歩道上のふとん太鼓観覧者と通行人の分離誘導を含む。)

ふとん太鼓待機場所の交通誘導、警戒

(10) 火縄銃に関する会場、区域

令和8年10月18日(日)の10:00から16:00まで

※10ポスト前後

- ・ オープニング会場、特設会場での安全確保、雑踏整理、火縄銃等の盗難防止
- ・ 待機場所(福社会館)からオープニング会場、特設会場への移動時の安全確保

(11) 交通規制対策に関する区域

令和8年10月18日(日)の10:00から交通規制解除(17:30予定)まで

※40ポスト前後

- ・ 大小路筋、大道筋および周辺の交通規制に対する交通整理、誘導
- ・ 交通規制内への車両の侵入防止等、固定配置は30箇所程度を予定
- ・ 右折対策、車線絞り込み規制

※ ただし、警備、配置、人数については、発注者と協議し決めること。

6-2. 業務体制および主要任務(警備資材設置および撤去関係)

(1) 沿道バリカー等の設置および撤去を必要とする区域

※別紙「会場全体資材設置図」、参照

前夜祭、令和8年10月17日(土)18:30から交通規制解除(21:00予定)まで

※10ポスト前後（警備資材設置、撤去作業員として）

本祭、令和8年10月18日（日）8：00から交通規制解除（17：30予定）まで

※50ポスト前後（警備資材設置、撤去作業員として）

交通規制開始後、大小路筋、その周辺の特設会場、交通規制のため沿道バリカー等を設置および歩道橋を封鎖し、堺まつり終了後速やかに撤去すること。

- 交通規制内への車両進入阻止資材の設置・撤去
- 市民パワーストリート会場（オープニング会場）のカラーコーン等の設置・撤去
熊野小学校前、約60～90m×11m三方（バルーンアーチ側を除く）
- ふとん太鼓会場を囲うカラーコーン、バーおよび歩道を観覧エリアと通行エリアを分離するカラーコーン、バーの設置・撤去

（会場）

前夜祭（17日（土）18：30から21：00） 約300m×11m四方

本祭（18日（日）10：00から17：00） 約170m×11m四方

（観覧エリアと通行エリアの分離）

大小路筋北側・南側歩道上（18日（日）10：00から17：00）各約170m

- 火縄銃会場のバリカーの設置・撤去
約40m×11m四方
- 大道筋会場のカラーコーン、バーおよび飛び出し防止資機材の設置・撤去
南行きの第2車線と第3車線の分離、カラーコーン、バーの設置・撤去
約250m直線
飛び出し防止資機材のフェンスをキッチンカーとキッチンカーの間に設置・撤去
キッチンカーはおおむね25台
- 迷惑駐車、違法駐車対策のためのカラーコーンの設置・撤去
内川河川敷、約350m直線
- 車線の絞込、右折レーン等封鎖のためのカラーコーン、バーの設置・撤去
大道筋南行きの2車線規制の絞り込み対策
約50m直線
大道筋・大阪和泉南線等から大小路筋への右折防止としての右折レーン封鎖等
約7箇所（前夜祭を含む）
- 会場内への車両進入防止のためのカラーコーン、バーおよびバリカー等の設置・撤去
大小路筋、大道筋の各会場に通じる交差点等から会場内への車両進入防止のためバリカー等による閉鎖・撤収
なお、大小路筋の指定する交差点4ヶ所は車両突入防止機材2基ずつ計8基を設置すること。
- 立て看板等の設置、撤去

堺まつり前夜祭、当日において、交通規制に伴う規制看板、臨時駐輪場などのほか配置場所に必要な立て看板などを設置・撤去すること。

※ 前夜祭における資機材の設置は、交通規制開始1時間前位から設置準備し交通規制開始時には完了し、ふとん太鼓の担ぎ合い終了後は速やかに撤去すること。

※ 本祭における資機材の設置は、交通規制開始1時間前位から設置準備し交通規制開始時には設置完了すること。

特に会場設営に関する資機材の設置は交通規制開始後から1時間以内で設置完了すること。

撤去は、交通規制解除までの17時30分までには完了しておくこと。

※ 資機材、設置、作業人数については、発注者と協議し決めること。

7. 打ち合わせ会議等の開催・出席、警備資料の作成

(1) 警察協議への出席および資料の作成

警察との警備協議・会議には2回以上出席すること。

また、必要に応じ警備計画書等の警備資料を用意すること。

(2) 警備体制等の打ち合わせ会議の開催

警察協議前には、必ず打ち合わせ会議を開催すること。

その他、必要に応じ打ち合わせ会議を開催すること。

(3) 会議会場の確保

警察全体会議のほか、出席者が多数になる場合は会議場所を確保すること。

また、警察全体会議は大阪府堺警察署付近の場所に会場を確保すること。

※ 会場場所確保にかかる費用は受注者負担とする。

8. 業務実施にあたっての留意事項

(1) 関係法令を遵守すること。

(2) 服務規律を厳正にし、協会の名誉を傷つけることのないよう注意すること。

(3) 事故の取扱い措置にあたっては、緊急やむをえない場合を除いて協会と協議して対応すること。

(4) 業務期間中は、現場責任者を常駐させ、緊急の事態に速やかに対応できる体制をとること。緊急事態発生等発生時は、必要な臨機の対応をとるとともに、協会に速やかに報告しその指示を仰ぐこと。また、現場責任者は、各業務終了後、協会に警備内容について報告し、交代時は警備内容について引継を行い、トラブルのないように努めること。

(5) 業務受託者は、来場者や地域住民に対しては言葉づかいなどに留意し、トラブルのないように心がけること。

(6) 会場全体を警備警戒区に分割して警戒することは可とするが、各会場警備に空白が発生しないようにすること。

(7) 業務実施において不明な点は、協会の指示を仰ぎ適切な履行を心がけること。

9. 警備実施計画書および警備報告書の提出

(1) 業務受託者は協会に詳細な警備実施計画書を提出すること。

この仕様で改善が必要な点は警備実施要領書作成前に協会と協議すること。また、現場責任者の住所・氏名等を報告すること。

(2) 業務終了後、ただちに協会に報告し、検査を受けること。また発生した事件や苦情、警備の改善点等を記した警備報告書を提出すること。

10. その他

(1) 配置場所、時間、員数および任務については、協議のうえ、詳細を変更することがある。

- (2) 警備資材等に関する事項は、協会と調整すること。
- (3) この仕様に疑義があるときは協会の判断によるものとし、定めのない事項は双方で協議して定めるものとする。